川崎市公告第1379号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の３第４項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和８年１０月３０日

川崎市長　福田　紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和８年度	公園墓地 管理手数料	令和８年度分	令和８年１１月１８日	計６６１件

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）